

1. 件名「運転期間延長認可申請（美浜発電所3号炉）に関する事業者ヒアリング^{②⑥}」

2. 日時：平成28年6月30日 11時00分～12時00分
13時15分～16時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

関管理官補佐、中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、中村主任調査官、船田技術参与、佐藤技術参与

安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、澁谷技術参与、土居技術参与

関西電力株式会社 高経年対策グループ チーフマネージャー 他19名

5. 要旨

(1) 関西電力から、美浜発電所3号炉の運転期間延長認可申請のうち、劣化状況評価（低サイクル疲労、2相ステンレス鋼の熱時効、照射誘起型応力腐食割れ、耐震安全性評価、その他の経年劣化事象、40年目追加評価）について、説明がなされた。

(2) 原子力規制庁は、美浜発電所3号炉の運転期間延長認可申請のうち、以下の点について、引き続き内容を確認することとした。

○低サイクル疲労に関して、加圧器本体スプレイライン用管台等の疲労累積係数の算出根拠について提示すること

○2相ステンレス鋼の熱時効に関して、母管の熱時効に係る健全性評価の具体的内容について提示すること

○照射誘起型応力腐食割れに関して、技術評価で参照又は参考としたIASCC事例の概要とその分析結果を提示すること

○耐震安全性評価に関して、蒸気発生器の冷却材出入口管台セーフエンドの応力腐食割れに対する評価の具体的内容を提示すること

○40年目追加評価に関して、原子炉容器の炉内計装筒について、30年目の高経年化技術評価と劣化状況評価における疲労評価の解析条件の違い及びそれに伴う評価

結果の相違を定量的な理由を含めて提示すること

(3) 関西電力より、了解した旨、回答があった。

6. その他

関西電力資料：

- ・ 関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉運転期間延長認可申請質問事項への回答